

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第4回 豊島区保健福祉審議会
事務局（担当課）		保健福祉部 福祉総務課
開催日時		25年 11月 19日（火） 18時00分～20時00分
開催場所		豊島区役所本庁舎4階 議員協議会室
議 題		<p>1. 区民意識調査のスケジュール変更および設問内容の確認</p> <p>2. 重点施策における進捗管理（24年度評価）について</p> <p>3. 総合分野における今後の課題検討に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーク事業について ・災害時要援護者対策について <p>4. その他</p>
公開の 可否	会 議	公 開
	会 議 録	公 開
出席者	委 員	阿部俊明、石川到覚、石橋秀男、石原 浩、磯崎たか子、大澤 誠、神山裕美、河原弘明、草薙 豊、此島澄子、佐藤三差子、佐野 功、高橋計之、田中英樹、寺田晃弘、東澤 昭、溝口 元、宮崎牧子、山口菊子、山下和郎、横田 勇、吉川彰宏、渡辺くみ子（敬称略）
	幹 事	福祉総務課長（事務局）、高齢者福祉課長、障害者福祉課長、生活福祉課長、西部生活福祉課長、介護保険課長、中央保健福祉センター所長、生活衛生課長、健康推進課長、長崎健康相談所長、子育て支援課長、企画課長
	そ の 他	社会福祉協議会地域福祉推進課長
	事 務 局	福祉総務担当係長（計画）、福祉総務担当係長（総務） 福祉総務課主査（計画）

審 議 経 過

No. 1

<開 会>

事務局： 本日はお忙しい中お集まりをいただき、誠に本当にありがとうございます。
定刻となりましたので、第4回豊島区保健福祉審議会を始めさせていただきます。
それでは会長、よろしくお願い申し上げます。

会 長： 初めに、傍聴者の確認をさせていただきたいと思います。傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局： 本日の傍聴につきましては、2名のお申し込みをいただいております。傍聴者の入室につきましてお諮りいただければと存じます。

会 長： 2名ということですが、傍聴者の入室につきましてはよろしいでしょうか。

(一同了承、傍聴者入室)

開催にあたり、先にお手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。事務局よりお願いいたします。

事務局： (配付資料の確認)

会 長： 続きまして、前回の審議会会議録(案)につきまして、事前に事務局より送付されたかと思いますが、特段のご意見が事務局に寄せられていないということですので、よろしければ、ここで確定とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(一同、了承)

ありがとうございます。これで議事録を確定にさせていただきます。

<議 事>

会 長： 本日の議題としては、大きく4点あります。初めに、事務局より議題の全体像につきまして説明をお願いいたします。

事務局： この間の審議会では、委員の皆様にご活発なご議論をいただきました。とりわけ次期の計画に向け、今後重点的に検討を要する事項につきまして、多くのご意見をいただきました。第3回審議会ではこうしたご意見を踏まえ、事務局側で7つの検討項目を整理し、ご説明させていただきましたが、今回は検討項目ごとにこれまでの審議で頂いたご意見を整理し、本日資料3-1としてご用意しています。

今後、それぞれの検討項目につきまして、議論を一層深めていただきたいと考えております。とりわけ本日は、議題3においてコミュニティソーシャルワーク事業の取り組みや災害時要援護者対策につきましてご紹介をさせていただく中で、検討項目3「豊島区の特質を活かした見守り・支え合いのしくみづくり」、あるいは検討項目4「地域における災害時要援護者等の見守り支援のあり方」について議論を深めていただければと思います。

同様に他の検討項目につきましても、次回以降に何らかの議論のきっかけとなるような検討素材をご用意し、ご議論していただきたいと考えているところです。

本日の議題は、ほかにも議題1として「区民意識調査の実施」に関する事、議題2として「重点施策における進捗管理」に関する事をご用意いたしました。議題1につきましては、区民意識調査の実施によって得られる区民の方のご意見、あるいはその分析から得られ

審 議 経 過

No.2

るさまざまな素材等を今後の課題検討に活かしていければと考えています。また議題の2につきましましては、現行計画の重点施策における進捗状況から見えてくる課題点等につきまして、今後の検討に活かしていければと考えています。

以上の点をお含みいただき、本日のそれぞれの議題につきましましてご検討をいただければ大変ありがたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会 長： ただいまの事務局の説明で概ねご理解頂けたのではないかと思います。本日は先の7つの検討課題のうち、検討項目3及び検討項目4について深く議論を行い、その他の検討課題についても今後順次検討していくという理解でよろしいでしょうか。ここでは概ねの全体像ということで、ご理解いただきたいと思います。皆さん、よろしいでしょうか。

(一同、了承)

会 長： ありがとうございます。

それでは、議題1から順番にやっっていこうと思います。まずは事務局より資料の説明をお願いいたします。

1. 区民意識調査のスケジュール変更および設問内容の確認

事務局： (資料1-1、資料1-2の説明)

会 長： 調査票の中身につきましては前回も検討していますので、今この時点で気になる点がございましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

委 員： 調査票の問20に社会福祉協議会に関する事項を盛り込んでいただき、ありがとうございます。できましたら、社会福祉協議会というのは行政組織の一部ではなく、民間の組織であるということがわかるような表現にしていきたいと思います。事務局とまた後で相談させていただきます。

会 長： 事務局レベルの相談ということでよろしくお願い申し上げます。そのほかいかがでしょうか。

委 員： 問8でご近所づきあいの程度を尋ねていますが、例えば近所に4～5軒あって、そのうち1軒とは親密な関係にあるが、他は疎遠だというような場合にどう判断すればよいか迷うことも有るのではないかと思います。

事務局： 検討させていただきます。

委 員： 昨日開催された障害者・障害福祉計画推進会議の場においても、障害者・難病患者実態意向調査を実施するにあたり、調査対象者について年齢などをふまえ、ある程度平均的にならすような工夫もあるのかといったお話がありました。こちらの調査でも、何らかの調整をされているようでしたら教えてください。

事務局： 基本的には無作為抽出となりますが、地域によって対象者数に偏りが出ないような工夫を盛り込んでいきたいと考えています。

また、区でもいろいろな調査を行っておりますので、同じ方に何度も調査をお願いすることのないよう、工夫をさせていただいたうえでの無作為抽出としたいと考えています。

委 員： それぞれの計画によって、対象者の特性や調査時期、調査項目等を工夫しながら、各調査

が実施されているかと思われませんが、例えば視力障害の方などに対し、無作為抽出で今回の調査票が送られることもあるのでしょうか。今回の調査の中身としては、近隣との関係、社会参加などの項目が中心になっているように思われますが、介護や障害、在宅医療の問題などについては、それぞれに基づいた調査項目が必要になると思われま。そうすると、例えば障害を持たれた方がこうした調査項目において、きちんとご自分の意見を反映させることができるのかどうか。それから、もっと具体的に言えば、視力障害者の方のところには点字で調査票が送られるのかといった点などにつきまして、伺いたいと思います。

事務局： 高齢者の方の中で、たまたま視力等に課題を抱えていらっしゃる方がいるという場合につきましても、きちんと把握し切れないうところがございます。一方、障害者に対する意識調査の関係につきましては、障害者福祉課長のほうから簡単にご説明をさせていただきます。

障害者福祉課長： 障害者・難病患者実態意向調査につきましては、視覚障害者の方に対し、点字の調査票ということではございませんが、ご回答をいただくにあたって、必要に応じて電話による読み上げや訪問など、何らかのご支援をさせていただくようにしています。

委員： 今回の調査ではなく、今後の課題として提案をさせていただくということで申し上げます。調査対象年齢が20歳以上とされていますが、実はイギリス等の状況を見ると、ヤングケアラー（※病気や障がいのある家族のケアをしている、またはその手伝いをしている10～20代の人たち）の問題がきちんと政策的にも掲げられており、こうしたことを考えると、今後はある一定の年齢も考慮に入れたほうが良いのではないかと思います。

事務局： 国全体の動向等も踏まえながら、今のご指摘も踏まえつつ、次回以降にまた検討させていただければと思います。

会長： よろしいでしょうか。
それでは、次の議題に移らせていただきます。

2. 重点施策における進捗管理（24年度評価）について

会長： 事務局より資料の説明をお願いいたします。

事務局： （資料2の説明）

会長： 本日中にすべての確認ができるかどうかわかりませんが、結果として審議会による評価ということになりますので、事務局の評価素案に基づき、これでいいのかどうかということを検討させていただきたいと思います。もし十分な時間が取れない場合には、後日事務局と各委員の間で調整をさせていただきたいと考えております。

それでは、ただいまの事務局の説明について、何かご質問あるいはご意見等がありましたらお願いいたします。

委員： 重点施策の1の「コミュニティソーシャルワーカーの配置」に対する評価ですが、2つの評価が併記されており、おそらくは行政サイドと社会福祉協議会のそれぞれの評価が記載されているということだと思われま。この評価が3と4に分かれている理由について教えてください。

審 議 経 過

No.4

中央保健福祉センター所長： 行政サイドの評価につきましては、コミュニティソーシャルワーカーの配置が計画どおり進められているということから、3という評価をいたしました。あくまでも計画どおりにコミュニティソーシャルワーカーを配置しているかどうかという視点で評価させていただいております。

委 員： 趣旨はわかるのですが、現時点では全圏域の2分の1ということで、どんなにコミュニティソーシャルワーク事業がうまくいっても、全体としての配置バランスが悪いように感じられます。この間、四者地区連絡協議会を開催したのですが、コミュニティソーシャルワーカーを知らないところがたくさんありました。そういう意味ではちょっと違和感もあり、評価はどちらも同じように3になるのではないかと思いますのですが、如何でしょうか。

社会福祉協議会地域福祉推進課長： 社会福祉協議会の評価といたしましては、27年度までに8か所16人の配置を目指し、現在は4か所8人となっておりますが、その活動につきまして、後ほど詳しく説明させていただきますけれども、区民の皆さんのご期待に応えることができおり、問題の解決にも相当の貢献度があるのではないかと考え、手前味噌で恐縮ですが、4とさせていただきます。

会 長： この点につきましては、また次の議題のところで改めて議論させていただきたいと思いますが、アウトカムの結果評価とプロセス評価という、評価の視点の違いがかなり出ているように感じられます。

そのほかに、評価についてのご質問、ご意見がございましたらお願いします。

委 員： No.58の「訪問系サービス／居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護」につきまして、事業名には行動援護が含まれているのですが、実績が見当たりません。事業として行われていないのか、それとも書き漏れなのかという点につきまして、教えてください。

中央保健福祉センター所長： 現在、行動援護のサービスを利用されている方はいません。

委 員： ニーズはすごくあると思われるのですが、実績がないということでしょうか。とても重要で、おそらくこれから注目されているサービスだと思われるのですが、全然ニーズがないというのはちょっと考えられないと思ひまして。

障害者福祉課長： 行動援護につきまして、現在の障害福祉計画においては、利用者を2人から3人ということで想定をしています。ただ実際には、知的障害または精神障害の非常に重い方で行動が著しく困難な方という、このサービス自体の規定が非常に厳しい面もあります。ですから国のほうでも、対象者をもう少し拡大してみてもどうかといった議論もされています。かなり限られた方しかご利用ができないということで、そういう行動が著しく困難で常に介護の必要な方が、過去において利用されていたこともありますが、その後施設入所をされるなど、現在では利用者がいないという状況です。

やはり国のほうでも、この対象者を見直そうという動きもあるということで、そのあたりをご理解いただければと思います。

会 長： ほかに、いかがでしょうか。

委 員： No.35の「都市型経費老人ホームの整備」につきまして、評価が3となっておりますが、今後

の方向性について「今後も計画的に整備を推進していく」という記載があります。今の状況では、椎名町と東池袋のほうにケアつき住宅ができますが、食費を含めると20万ぐらいかかるのではないかと思われるような住宅です。この都市型軽費老人ホームにつきましては、東京都が東京モデルとして始めたもので、本当に所得の低い方でも入れるという方向性であることから、今後も計画的に整備を推進していくということにつきましては、非常に期待するところです。その辺りにつきまして、どのような状況になっているのかということを確認したいのですが。

事務局： この都市型軽費老人ホームにつきましては、本当になかなか難しい事業です。必要性につきましては、非常に強く感じているところですが、一方で手を挙げていただける事業者さんがなかなかいないという現状にあります。実は、区の中でも幾つかそういうお話があり、とても期待を持った時期もありましたが、いつの間にか諸事情により計画も変更されてしまいました。今現在につきましては、千川小学校跡地に建設予定の特別養護老人ホームの一部として都市型軽費老人ホームが予定されており、その意味では計画の範囲内ということになりますが、今後どのような形で都市型軽費老人ホームの目標を達成していくのかという点につきましては、ご指摘いただいたとおり、本当に難しい課題です。これからも精査を行っていききたいと思います。

委員： 当初、東京都が2014年度までに240か所2,400人分を整備するということでしたが、それがどの程度残っているのかという部分も気になるところです。豊島区内には、今後木密対策により拡張される道路が7路線あり、いろいろな形で建てかえ等も進められていくかと思われませんが、それとあわせて都市型軽費老人ホームの整備ができないものかと思われます。議会の中では、都市型軽費老人ホームとは言わず、ケアつき住宅ということで提案させていただきましたが、そのときには、事業者の方が参入しやすいような方向で区も援助をしていきたいという方向性のご答弁をいただきました。この木密対策とあわせてそういったことができないかどうかお考えいただければと思います。

事務局： ご指摘いただきましたとおり、木密対策の取り組みというのは、区のあり方が変わっていくきっかけでもあり、都市整備部とも今まで以上に連携を図っていきたく思っていますが、都市型軽費老人ホームというカテゴリーになると、なかなか正直言って難しい面もあります。そうしたこともあって、ケアつき住宅という、もう少しさまざまなメニューも織りまぜながら、全体のニーズに対応していこうと思っています。都市型軽費老人ホームという1つ決まったパターンの中では、事業者さんにとっても思い切るのはなかなか難しいというふうに承っているところです。

会長： 他にはいかがでしょうか。

委員： No.60の「地域活動支援センターI型」につきまして、1か所でよく機能はしていると思いますが、相談件数もこれだけあるということですよ。評価は3となっていますが、1か所で良いというような評価をされているのでしょうか。

障害者福祉課長： I型につきましては、相談支援事業という形で行っておりますが、改正により

審 議 経 過

No.6

平成24年度から新たに計画相談という事業が立ち上がり、それぞれの相談支援事業所において地域移行支援、地域定着支援という給付サービスが行われるようになりました。Ⅰ型の地域活動支援センターにつきましては、区内では今後も1か所ということ想定しているところです。

委員： それで果たしてうまく機能していけるのかということと、事業所は民間ですよ。そのあたりで、区との関係と申しますか、支援体制などといった点につきまして、お考えをお聞かせください。

障害者福祉課長： 地域活動支援センターにつきましては、給付サービスのメニューではなく、地域生活支援事業ということで、区がいろいろと計画をして実施する事業の1つです。給付サービスの相談支援事業所につきましては、現時点でまだまだ整っておらず、今後、計画相談支援、地域移行支援、さらには地域定着支援といった給付サービスを拡げていくことが国の方針でもあることから、区も今後努力して一定程度増やしていければと思います。

一方で、給付サービスのメニューではないものの、気軽に相談できる場所としての地域活動支援センターⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型につきましては、現行のとおりという計画をしているところです。

会長： よろしいでしょうか。ほかにご意見があれば、お願いいたします。

委員： これは純粹に質問なのですが、No.26の「認知症ケアの取り組み」につきまして、評価が2となっています。現実的には参加者が少ないといったこともあるかと思われそうですが、この評価に基づいて今後の方向性は、今はどのようになっているのでしょうか。

高齢者福祉課長： 認知症ケアの取り組みにつきましては、大きく分けて「脳イキイキ教室」「認知症の予防教室」「絵本の読み聞かせ」の3つの事業を行っています。「脳イキイキ教室」と「認知症の予防教室」につきましては、利用者数も伸び悩んでいる現状にあります。今後ニーズに応じた形でやっていきたいと思っています。

一方で「絵本の読み聞かせ」につきましては、23年度からモデル実施したところですが、参加率もかなり高いということもあり、こうしたニーズの高い事業につきましては拡大していきたいと考えています。

いずれにいたしましても、最終的には自主グループというかたちで拡大できるよう支援をしていきたいと考えています。

委員： いわゆる認知予防につきましては、社会的にも関心の高い課題になっており、実際に区でも、身近なところで予防活動を拡充していくというのは、基本的には区内全域で求められることだと思います。プログラムの参加率が76%もあれば、それはそれで評価できることだと思います。いかがでしょうか。基本的には、講座の内容などにつきましても、ご参加いただける方のニーズ、あるいは医学的な側面で必要とされる内容などを検討しながら継続、または拡充をされていくというスタンスだと理解してよろしいでしょうか。

高齢者福祉課長： おっしゃるとおりで、医学的な部分についても十分検討していく必要があると思います。また一方で、こうした教室に参加はしないけれども、認知症について自分がどの程

度可能性があるのか知りたいといったニーズは多いと聞いていますので、改めて簡単な検査やスクリーニングができるようなものも、今後事業として検討していきたいと考えているところでは。

委員： あと1点、これは質問というよりも評価の問題で、No.36の「特別養護老人ホームの整備」や、No.37の「福祉住宅の供給」に関連した話なのですが、私どものところにも、やはりご高齢のおひとり暮らしの方の転居の問題というのが、とても深刻な相談として寄せられました。北区の都営住宅に当たったのですが、何十年間と豊島区に住んでいて、高齢になって他区に転居しても知人が出来ないということで、そういう悩みの電話が毎日のようにかかってくると思います。また、ある方は、安心住まい提供事業により転居され、転居先は区内ではあるのですが、北区との境ということで、その前は70年くらい高田に住んでおられたようです。こうしたことから考えると、ここでは評価を3とされていますが、実態との関係で言えば、この評価はいかななものかと感じています。

それから、先ほどのご発言の中でも、他施策の中で高齢者を対象にした住宅が整備されていくのかといったことがあったかと思われませんが、私どものところへの相談というのは、お金の問題を絡めての相談も結構多くて、やはりそういう人たちが住み慣れた豊島区で最期をきちんと迎えられるような状況を如何につくるかという点では、果たして3という評価で良いのかという思いがいたします。

会長： よろしいでしょうか。評価としてちょっと甘いのではないかというご指摘かと思えます。

それと住宅の問題ではないのですが、先ほどの認知症ケアの取り組みにつきましては、結構ハードルの高いプログラムなのではないかと思われませんが、その辺はどうでしょうか。

高齢者福祉課長： 例えば「脳イキイキ教室」につきましては、これは簡単な読み書き計算ということで行われているところですが、徐々に希望者が減ってきており、内容的なところで難しいということもあったかと思われしますので、その辺も含めて今後検討していく必要があるのではないかと考えています。

会長： そのほかはいかがでしょうか。

委員： No.90の「ゲートキーパー養成事業」につきましては、他区と比較しても豊島区は相当遅れているように思います。これはセーフコミュニティと非常に連動する話だと思うのですが、豊島区においては、研修の対象者が専門家や区の職員に限定されているのに対し、他の区では民生委員も携わったりしています。豊島区で民生委員をやっていますが、そうした実績もないと思われしますので、私としてはこの3という評価はいかななものかという気がいたします。

健康推進課長： ゲートキーパーの養成につきましては、他区と比べて対象者が限られているのではないかとご指摘であったかと思えます。24年度はこのような実績ではございましたが、その後、今後の方向性にお示しいたしましたとおり、ゲートキーパーを「指導者」「ゲートキーパー」「身近なゲートキーパー（区民対象）」といった3層に分けて整理をし、対象を広げるといって進めています。24年度についての評価が甘いのではないかとご指摘につ

審 議 経 過

No.8

きましては、検討させていただきます。

会 長： 将来的な目標値から評価するのか、実績から評価するのかによって評価の基準も違ってきますので、仮に 23 年度実績と 24 年度実績を比較するのであれば、3 で十分かとも思われます。23 区全体の状況から比較するとどうなのかといった点につきましては、また別な議論になるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。

委 員： 評価の内容についてはではないのですが、今のゲートキーパーについても然りで、いわゆる地域保健福祉を考えると、「人づくり」の取り組みが重要だということに焦点を絞って発言したいと思います。やはり、こうした養成や研修などを、どこかで一括して整理し、進めていくことが必要であると思います。広報活動にしても、あるいは会場確保にしても、それぞれの研修や講座というのは、ある意味では高度な専門知識も必要とすることもあり、この辺りを整理していくべきではないかと。

以上が感想ですが、意見につきましては議題 3 の議論の中で申し上げたいと思います。

事務局： ご指摘ありがとうございます。本当にそうした人材をどのように増やしていくことができるのかという取り組みは、今後、非常に重要だと思っています。今回の検討項目の立て方自体が、現行計画の取組方針をもとに整理していますので、今みたいなご指摘であれば、人材育成に関する部分を新たに整理していくといった工夫も、今後させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長： 研修については、事業ごとに研修予算が生まれ、所管ごとに縦割りですと行われていますが、その内容について業務技能研修であったり、健康教育であったり、あるいは福祉教育であったりするなど、さまざまな対象別、あるいはレベル別の研修がありますので、今後はこれらをもう少し体系的にどこかで統括するような方向性づけを行ってみてはということであったかと思います。今後あわせて検討をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

委員： No.94 の「高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成」につきましては、評価が 1 となっています。なかなか出る評価ではないと思われそうですが、いかがなものでしょうか。

田中会長： これもアウトカム評価みたいな形になっているので、1 になってしまったのではないかとと思われるのですが、事務局より補足をお願いします。

事務局： ご指摘のとおりで、24 年度の状況を 23 年度と比較をし、また予算の執行率ということも含めて評価をしておりますので、こちらにつきましては残念ながら思ったほどに伸びなかったということです。ただ、資料全体の流れの中で、今ご指摘いただいたような形で、何と何についてどのように比較をして評価していくのかといった点につきましては、まだまだ精査をしていく必要があるということで、次回以降に向けてまた検討させていただければと思います。

委員： やはり気になるのは、今回はたまたま5年に1回の接種なので、75歳時に既に接種済みという方がいらっしゃるのですが、これからどんどん高齢化が進めば、毎年、「去年」より「今年」の75歳以上人口のほうが増えると思われまます。にもかかわらず、この評価によって予算がつかなくなるなんていうことになると、それは困るなわけですから、そこは実態に見合った形で予算どりをさせていただき、この評価がそのまま予算に直接影響することのないようにして頂きたいと思ひます。

会長： よろしいでしょうか。そのほかにご意見はありませんか。

それでは、この議題はこれで終了といたしますが、もし追加等のご意見がございましたら、事務局に遠慮せずにお尋ねしていただければと思ひます。

3. 総合分野における今後の課題検討に向けて

会長： 続きまして、議題3に移ります。本日のメインになるかと思ひますが、総合分野における今後の検討課題につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 冒頭にご説明させていただきましたことの繰り返しとなりますが、前回の審議会では、次期の計画に向けて重点的に検討を要する事柄を、7つの検討項目（案）として整理をさせていただきました。今後一層の議論を進めさせていただければと考えているところです。

これまでの審議会で頂きましたご意見を、7つの検討項目に振り分けてみたものが資料3-1です。ご覧いただきましたとおり、検討項目によっては、これまでのご議論の中でも、手厚くいろんなご意見を頂いているものもあれば、まだまだこれからご意見を頂かなくてはならないものもあります。

こうした状況の中で、本日はとりわけ検討項目3の「豊島区の特質を活かした見守り・支え合いのしくみづくり」におけるコミュニティソーシャルワーカーの連携、検討項目4の「地域における災害時要援護者等の見守り支援のあり方」につきまして、豊島区の取り組んでいる現状などをご説明させていただき、それぞれの検討項目につきましてご審議を深めていただくことができると思ひます。先ほどそういった方向でご納得を頂けたかと思ひますが、他の検討項目につきましても、次回以降同様の方式で審議を行っていきたくて思ひます。

会長： 冒頭で事務局より説明がありましたように、検討の手順として、7つの検討課題を常に並行的にやるというのではなく、順次検討していきたくて思ひます。そういう方向でよろしいでしょうか。

（一同、了承）

会長： ありがとうございます。

それでは、具体的にそれぞれの事業につきまして、改めて事務局から資料に基づいて説明をお願いいたします。

○コミュニティソーシャルワーク事業について

社会福祉協議会地域福祉推進課長： （資料3-2の説明）

審 議 経 過

No.10

会 長： 社協の担当課長より、この間のコミュニティソーシャルワーカーの活動の成果についての総合的な説明がありました。ここで皆さんよりご質問、ご意見等を伺いたいと思います。

委 員： このコミュニティソーシャルワーク事業は、私たち民生委員・児童委員も相談するという事で、非常にいい活動だと思っておりますが、先ほども申し上げましたように、現時点では8圏域中4圏域の配置ですので、民生委員・児童委員自身もコミュニティソーシャルワーク事業についてよくわかっていない方が、半数はいると思われれます。もう3年ぐらい経っている事業ですが、進捗状況においてバランスが悪いと感じています。早くこの活動を全圏域で実施することはできないものかと思いますが、予算の問題もあり、そこで現時点での8人のコミュニティソーシャルワーカーの方たちが、コミュニティソーシャルワーカーが配置されていない他の地域もカバーできないものなのかと感じています。少しでも早く、バランスが良くなるよう、少なくとも民生委員・児童委員に浸透していくように配置してもらえたらと思います。

そこで、例えば24年度の個別相談支援件数につきましては、関係機関が41.2%、本人34%、民生委員が10.8%となっておりますが、これらはコミュニティソーシャルワーカーが配置された圏域内からの相談という事で、圏域外からの相談、例えば圏域が外れているコミュニティソーシャルワーカーのところには相談が行かないのか、行政サイドが相談するときには、圏域を外れている人たちの相談は行わないのかなど、その辺りの状況について教えていただければと思います。

社会福祉協議会地域福祉推進課長： 現在、コミュニティソーシャルワーカーが配置されている圏域は全圏域の半分ということで、手が届くのが薄くなってしまいう地域もあるのではないかとご指摘であったかと思っております。広報紙で呼びかけを行う際や、さまざまな周知活動を行う際には、「その圏域の方でなくても、どこのコミュニティソーシャルワーカーにもお問い合わせください。」という呼びかけをしており、コミュニティソーシャルワーカーも特に境界を意識して活動しているわけではなく、どこにでも出かけていくということで心がけています。ほかの地域の方でも相談できるよう「何でも相談」というのを各ひろばで行い、各地域から相談が寄せられています。勿論なるべく早く全ての圏域に展開していくというのは大切な事ですが、まだ配置されていない地域についても、なるべく多くの手が届くようにしていきたいと考えています。

委 員： 趣旨はよくわかるのですが、このコミュニティソーシャルワーク事業が一番良いのはアウトリーチですね。ただ来てくれよというのではなく、やはり外へ出ていくから、我々のほうに向かって来てくれるという点で意味があると思われれます。もし他の地域にも派遣してもらえらるのであれば、やはりアウトリーチとして、その地域に出ていかなければ意味がないと思います。

会 長： この件について、他の委員のかたのご発言も伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員： コミュニティソーシャルワーカーの皆さんには、本当によくやっていただいております、確かに全区的な広がりがないのは大変残念なことです。そう簡単に人材が見つかるわけでも

ないとは思われますが、しっかりと予算をつけて、全区的な配置をしていただくことは必要だと感じます。

コミュニティソーシャルワーク事業に直接関係はないかもしれませんが、民生委員・児童委員の方たちや、町会、青少年育成会とも相互協力していくなど、あらゆる方たちと一緒に取り組んでいくという中で、今後は地域福祉サポーターの導入も想定されていますが、どういふ方たちがサポーターをお引き受けになるのかよくわかりません。地域福祉サポーターの募集が行われているということで、新聞にも取り上げられたりしていましたが、その位置づけなどにつきまして、コミュニティソーシャルワーカーとの関係で言えばどういふことになるのか、ご説明をいただけたらと思います。

社会福祉協議会地域福祉推進課長： 地域福祉サポーターの1つの特徴としましては、今までであれば、例えば何かをお願いするときに、その地域に長くお住まいの方や、地域のことなら何でも知っていますという方に頼むのが、今までのやり方でした。その発想を少し変えて、例えば先のご説明の中で触れました学習支援をしている学生さんたちや、社会貢献に大変関心の強い企業の方々などにも呼びかけをさせていただき、それぞれの活動、生活の中から気づいたことを教えていただくようにするというものです。1つ例を挙げると、応募されてきた方の中には、地域でお店をされている方もいらっしゃるって、お店に立ってご商売をされていると、やはりまちのことがいろいろ見えてきます。例えば「あそこのご家庭では何か困ったことがあるのではないだろうか。」「いつも来ているおばあちゃんが来なくなった。」「おじいちゃんが、お釣りを差上げたのにもらっていないと言っている。」「そんな様々な、これはちょっと困ったな、変だなということもあつたりするのですが、それらをどこも伝えることが出来なかったそうです。けれどサポーターになれば、そういった福祉の中に自分も飛び込んで、それをお伝えすることができるという思いで参加されている方もいらっしゃいます。

様々な方にご参加していただいているというのが、今回の、幅広く、なるべく多くの方にやっていただきたいという趣旨になっています。

委 員： コミュニティソーシャルワーカーとの関係、あるいは民生委員・児童委員の皆さんとの関係はどうなっていくのかということをお尋ねしたかったのですが。確かに今までも学習支援の取り組みには、大学生の方たちがいっぱい手伝いに来てくれたりしていますが、そういう方たちに地域福祉サポーターというバッジを差し上げるというか、そういうことによって、いささか公的なものとして、皆さんが行われているボランティアが見える化されるといったものになるのかなという認識をいたしました。コミュニティソーシャルワーカーとの関係とか、民生委員・児童委員との関係とか、その辺りにつきましては、ご説明がなかったように思われます。

会 長： 他の方のご意見も、もう少し伺ってみてよろしいでしょうか。

委 員： コミュニティソーシャルワーカーについては、現時点で8名が配置され、地域の住民の方々とのつながりが出来、そして地域のネットワーク形成に効果が出てきているというのは、とても大きな成果だと思います。そこでお聞きしたいことが2点あります。

コミュニティソーシャルワークの実践は、個別事例の相談も1つの柱ではありますが、もう1つの柱として、地域の共通課題を発見し、それに対する地域支援事業を計画していくという働きがあるわけですね。地域支援事業や、地域支援活動としての学習支援につきましては先ほどご紹介もありましたが、それ以外の地域支援事業があまり見えてこないという中で、地域の個別課題に入り込む中でだんだんと見えてくる地域の共通課題に対し、今後どのような取り組みをされていくのかということが1点目です。

もう1つは、地域ベースで多問題を抱える個別相談に対応するという点について、実際には区の福祉行政は縦割りで行われている中で、利用者を中心に、生活保護であるとか、子供・家庭の制度、障害の制度などを結びつけていくというのは、それほど簡単なことばかりではないと思われませんが、そのあたりのことや、それに対する対応策、改善策などにつきましてお聞かせいただければありがたいです。

会 長： コミュニティソーシャルワーク事業に対するスーパーバイザーの取り組みも行われていますので、そこで関わっておられる委員の方からも、ご発言をいただけますか。

委 員： 先ほどの委員のご発言にもありましたように、実はソーシャルワークの今までの考え方は、待っているというのが前提だったのですが、これからは出かけていかななくてはならないということで、理論的な根拠も含め、今、まさに力をつけていかななくてはならないと思います。ワーカー自身が今までの教育では追いついていけませんので、それを超えていく必要があるということ、いわゆるコミュニティソーシャルワーカーをどれだけ力強い人たちにするかという点で、人員を増やすという量の問題もありますが、質の問題も当然のように担保していかななくてはならないという課題があるかと思えます。特に2つ目のご質問にあったように、複雑で重層的な生活課題を負った人に対応するという点につきましては、相当な専門性を要求されるということもあり、そうしたことも含め、人づくりを行っていく必要があると思われまます。先ほどの地域福祉サポーターという、この役割や関係性についても、どのように考えたらいいかというのは、まさに地域に関わる人たちが一緒に考えるという形をとらないと、それぞれが縦割りで人づくりをしていくようでは、うまくいかなくなるだろうという危惧を持って、先ほど人づくりのお話をさせていただきました。

会 長： ありがとうございます。ほかにもご意見があるかと思いますが、時間の関係もあり、私のほうから少し総括的にコメントをさせていただき、その上で社協の担当課のほうから補足をしていただければと思います。といいますのも、私も豊島区民地域福祉活動計画、いわゆるとしまNICEプランの策定の際の委員長であり、今現在の進捗に責任を持っている委員長もやっていますので、補足をさせていただきたいと思えます。

まず、全8圏域への配置に関して、最も理想的なのは一度に配置することであることは明らかだと思います。しかし、段階的に年次によって配置をしているというのが実態で、これはいろんな理由があるのですが、単に財政的な理由だけではなく、やはり慎重にと申しますか、実績を積み重ねていこうという発想で取り組んでいます。そういう意味では、ちょうど半分ぐらいまで来たということで、良い意味で実績が構築されてきているのではないかと考

えています。その際に、空白の圏域につきましてはやはりカバーしていく必要があります、それぞれの所属している圏域にこだわらず、より積極的にカバーしていただきたいと思います。

2点目の位置づけの問題につきましては、地域福祉サポーター、名称はともかく、サポーターをつくろうと思った幾つかの背景がございまして、やはり今の支援というのは、単に専門職だけでやっても大きな成果を上げることはほとんど困難であるということです。様々な人々の支援の手を借り、いわば総合力といいますか、チームケアでやっていかななくてはならないという時代に入っています。チームといった場合、専門職は勿論チームの中核にはなりますが、非専門職と言われるような方たち、その中には民生委員・児童委員のようなフォーマルな方たちもいますし、そしてセミフォーマルといいますか、ボランティアよりは、より明確な方たちで我々の目標とすり合わせた形で活動できる人、期待できる人ということでサポーターを考えています。したがって、民生委員・児童委員や自治会の役員さんたちとは十分協力し合えるといった関係でやっていきますので、私の気持ちといたしましてはサポーターにつきましては、ぜひ民生委員・児童委員の方たちや自治会の役員さんからもご推薦をいただけないかと思っています。そして、今現在の民生委員・児童委員も、残念ながら100%の充足率ではありませんので、次代を担う地域の民生委員・児童委員を、サポーターの中から民生委員・児童委員の方たち自身が育てていくということも、大事ではなかろうかと思っています。

社会福祉協議会地域福祉推進課長： 先ほどのご説明が十分ではなく、大変失礼いたしました。

民生委員・児童委員の方たち、そして地域の様々な方たちとの関係ということでご質問を頂いたのですが、ただいま会長より詳しく述べていただいたとおりでございます。やはり民生委員・児童委員の方たちとの連携は、本当に欠かせないものだと思います。今現在も様々な行事ですとか、それから、支援活動におきましても、一緒に行動していただいているというようなシーンがとて多くなっています。ですから今後の地域福祉サポーターについても、いち早くコミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員の方たちに対して、地域の状況を伝えていただくといった意味で、本当に高いアンテナになっていただきたいと思っています。

委員： 民生委員・児童委員と関係がありますので、少し述べさせていただきたいと思います。

私たち民生委員・児童委員は地域が決まっています、それぞれの担当地域で見守りを行っているわけですね。現在でもマップをつくって見守りを行うなど、私たちは行政とつながっています。ところが、地域福祉サポーターについては、ほとんど私たちと同じような圏域になるだろうと思われるのですが、やはり地域にその人の存在価値がないと、見守っていくことはできないと思います。私たちが地域で見守るのは、やはりその地域にいるからだと思います。そうすると、今、一本釣りをして地域サポーターをお願いし、その人がぽつんとその地域に来て、私は馴染めないと思うのです。先ほど会長がおっしゃったように、CSWを慎重に配置していくというのであれば、地域サポーターもコミュニティソーシャルワーカーの全域での配置が終わってからにすべきだと思うのです。

審 議 経 過

No.14

そこで今言われたように、コミュニティソーシャルワーカーは大事である、民生委員・児童委員も大事であるということになった場合に、地域の中でサポーターを選ぶ人は誰なのかといえば、それは民生委員・児童委員が選ぶほうが良いです。しかし実際はどうかと言えば、広報紙で全部募集をかけて一本釣りをしているわけで、そういう人たちがいきなり地域の中で入ってきて、我々とは一緒にやっっていけないと思います。そのことを強く言いたいと思います。

会 長： 私の立場からは、先ほど申し上げましたように、町内会の役員さんとか民生委員・児童委員の方たちとはきちんと協調していかないと根づきませんので、そういう意味で、積極的な推薦をお願いしたいと思っています。

またその一方で、そこだけでやるというのではなく、ある種地縁型な組織の人材の限界性というのも踏まえますと、学生などの機動力がある様々な新しい戦力も同時に投入していくということも、今の時代では必要ではないかと思っています。

委 員： 初歩的などころでお聞きしたいのですが、私の住んでいるところは、いわゆる圏域からは外れていて、だから、日常的にはつながりがなかなか持てていないというのが実感です。いろいろなお説明は社協の方からも伺っていますし、イメージ化はできるのですが。それで先ほど、いわゆる昔のソーシャルワーカーと今は状況が違うという話がありましたが、具体的にはどこがどう違ってきているのでしょうか。例えば私がかつて働いていた頃には、ワーカーはそれぞれの受け持ち地区があり、必要があれば地域に出て、地域の中での人とのつながり、あるいは自治体とのつながりということで、結果的にはソーシャルアクション的な部分も含めて関わっていたのではないかという思いもあります。それで、先ほど来の説明にもあったように、地域で問題を抱えていらっしゃる方々がいて、問題自身も複雑化してきている中で、コミュニティソーシャルワーカーが個別に対応するだけでは絶対解決しないというのもよくわかります。地域のいろいろな人たちが見守っていかなくては無理なのだろうと。そこでの核になるのが、コミュニティソーシャルワーカーということで、いろいろなサポーターさんが必要だというお話であったかと思います。でも、かつてもやはり同じような形で、地域で支え合うということも行われてきたのではないか、過去と今では何が違うのか、そのあたりのことがよくわからないのです。

会 長： 先に補足しておきますと、かつてというのは時代のいつまでを言っているかは別にして、ソーシャルワーカーの仕事は、非常に限定的、定型であったかと思われます。例えば金銭給付や、施設入所にむけた支援などの定型サービスを行うという意味で、それほど専門性を要求されなくても対応できたということが、社会福祉の世界ではずっと続いていたわけです。しかし今日では、例えば自殺の問題、ひきこもりの問題、あるいは虐待の問題を1つ取り上げたところでも、施設を紹介する、あるいは金銭給付を行うだけでは解決し切れない時代に入っており、相当な専門性が求められるということで、それだけにソーシャルワーカーの専門性がとても要求されているのだと思います。

それと同時に、そうしたニーズが次々と生じてきていることから、民生委員・児童委員の方たちだけに頼るようなやり方ではもう限界にきています。民生委員・児童委員の方たちも過重

な負担を担うようになってきており、プラスアルファのところをこれから広げていく必要があるということで、新たな支え合いという、そこの神髄が問われてくるのではないかと思っています。

委員： ただいまの会長のお話の補足をさせていただきますと、福祉事務所のワーカーはどこかしらに所属し、法的な根拠の中で仕事をしますから、それを越えた仕事というのはほとんどできない状況にあったと思います。ところが、問題は垣根を越えて解決しなくてはならないという状況にありますから、仕事場を事務所ではなくて、地域にするというような発想でソーシャルワークを行う必要があるという時代に、残念ながら突入してしまったということだろうと思います。

かつての範囲がわかりませんが、意欲的な方は、自分の仕事を越えていろいろお仕事されていたとは思いますが。しかしながらそれでは対応できない、先ほどの会長の話にあったような、新たな問題が起こってきていることに関して、残念ながら今までのソーシャルワーク理論では乗り越えられないということが実際にあります。ですから、コミュニティソーシャルワーカーの方は、学部教育ではなく、大学院の演習の科目に毎週水曜日2時間、2人ずつ、秋、春と半期ごと勉強して力をつけてもらおうとしています。

それと、1つの事例として、大正大学がアンテナのような形で大正サロンともうしまして、学生さんたちと一緒に考え、学生の定期便のようなものをやっていたのですが、ちょっとした、ごみを出してくれとかいったような連絡が入ってきたりもしました。その人に対して、その後どのようにケアを継続したらいいかと考えたときに、民生委員・児童委員さんにもご相談しながらということで広がっていく、要するに、サービスのアクセシビリティと申しませうか、そここのところを用意するためにはいろんなアンテナが必要だという考え方は、どうしても今後必要になってくるのではないかと思っています。

会長： 議論白熱で、大変活気があって素晴らしいのですが、時間も押していますので、この議題に関しては、今後の継続審議とさせていただきます。

残り時間もあまりありませんが、とりあえずできるところまでということで、次の「災害時要援護者対策」に移ります。

○災害時要援護者対策について

事務局： （資料3-3の説明）

会長： 皆様のほうからご質問あるいはご意見がございましたら、いかがでしょうか。

委員： 町会イコール地域防災組織と書いてありますが、町会にはたくさんの町会員の方たちがおられるわけで、そういう人たちが、例えば個人情報に関するセミナー等の受講をすれば、誰でも「災害時要援護者名簿管理者（仮称）」になれるという解釈なのではないでしょうか。私は町会と地域防災組織というのはイコールではないのではないかと思っているのですが、その辺について教えて下さい。

事務局： まず、町会と地域防災組織の位置づけにつきましては、これまで豊島区の地域防災組織の中では、基本的に町会と地域防災組織というのがイコールでした。ただ、今後も地域防災組

審 議 経 過

No.16

織のあり方が町会とイコールでいくのか良いのかということにつきましては、今後議論していくべきところではないかと思っています。

もう1つは、町会の中で名簿を保有し、管理していただく方につきましては、まずは個人情報に関するセミナー等を受けていただき、個人情報の取り扱いについて熟知していただいた上で、例えば個人情報のプライバシー漏えいはしないといったような記載をいただいた方を対象に、名簿の管理者になっていただきたいと、今のところは考えています。

委 員： 今度、災害時要援護者の対象となる方たちに通知をするわけですよね。そのときには、地域防災組織イコール町会というふうに記載されるのでしょうか。

事務局： 現時点ではまだ「町会等」というところで、それでは『等』が何を意味するのかといったところにつきましては、今後の検討において、こういったところも地域防災組織に認めていくといったような含みを残すといったところで、現時点ではイコールというふうに考えています。

会 長： よろしいでしょうか。ほかにご意見がございましたら、いかがでしょうか。

委 員： 今までのような手挙げ方式では、名簿が町会に対してぽんと送られてきたと思うんですね。町会長なり防災部長等がそれを保管されていたのですが、今回こういう形でセミナーを受講した方ということで、大変重い責任が今度出てくると思われれます。そういう方がしっかりと各町会なり地域で「自分は受講してやりましょう」というふうに出てきてくれるかどうか、その辺はどのように考えられていますか。

事務局： 本当に重要な点で、この間、区政連絡会などにお邪魔をさせていただきながら、何度かお話をさせていただきました。そうした中で、ただいまのご指摘のような、町会の責任がどういう形になっていくのかということにつきましては、本当にご議論いただいているところです。ただその一方で、やはり町会の中で、災害があったときに情報がないと動きがとれないだろうといったようなご議論もあり、とりあえずは今年度中にご説明を十分させていただく所存です。その上で、先ほどご説明させていただきましたように、まずは民生委員・児童委員の方に名簿をお持ちいただき、要援護対象者の方々との行き違いがないことが確認できましたら、町会のほうにお届けをさせていただくわけですが、そうした間にセミナーを開催し、仮に残念ながらセミナーにお越しいただけない町会が非常に多くあった場合には、対応方法につきましては区民部とも協議していきたいと考えています。

委 員： いろんな町会から、名簿をもらったけれどもどう取り扱ったら良いのかという相談をよく受けるのですが、とりわけ平常時において、その名簿をどう取り扱えば良いのでしょうか。

事務局： 地域防災計画の中で、救援センターができて安否確認というところまでは記載されているのですが、具体的にどうするのかといったところが、これまで表現されていませんでした。今回、名簿をこういった形で、基本的には地域と共有させていただくことになりましたが、名簿の管理につきましては、例えばセミナーを受けていただいて管理者になっていただく方が、一朝一夕に膨らんでいくわけではございません。そうした中で、先ほどの手順のようなお話もさせていただいたうえで、例えば防災訓練の場などで「救援センターに来ている我々も発

災後には安否確認の役を担う」といったことをご理解いただき、「それであれば、発災時だけでなく、日頃から何らかの活動を行っていかうじゃないか。」といったような機運が上がっていくようなPR、あるいは防災訓練の中のメニュー出しといったような工夫が進められていけば良いと思っています。

会 長： まだいろいろとご意見があるかと思いますが、時間もありませんので、個別に事務局にご提案いただければと思います。

全国的にも、支援を求める手挙げ方式はもう無理だということがはっきりしており、逆に支援を拒む人は手を下げてくれれば良いという手下げ方式に変わってきました。これも東日本大震災以降の大きな変化であるかと思われます。

4. その他について

会 長： 事務局より何かあればお願いいたします。

○ヘルプカードについて

事務局： 先ほどの災害時における要援護者の支援、あるいは平常時におけるバリアフリーの一環といたしまして、豊島区では障害者の方に対する「ヘルプカード」を配付することになりました。この点につきまして、障害者福祉課長より簡単にご説明をさせていただきます。

障害者福祉課長： （ヘルプカードについて説明）

会 長： 恐らくは名刺よりもほんの少し小さなサイズで、とても便利かと思われます。かなり普及してくれば良いと思っています。

特にご質問等はよろしいでしょうか。ほかに連絡等ございましたらお願いします。

○次回の審議会の日程について

事務局： できましたら、この場で決めていただけるとありがたいと思っております。事務局案といたしましては、1月29日、もしくは30日のどちらかで、開始時刻は本日と同じく18時からを想定しています。

会 長： （参加できない委員が少ないほうの日程という事で、1月30日に決定。）

事務局： 有難うございました。後日あらためて事務局より各委員宛てにご通知させていただきます。

また、会議資料につきましても、開催日の1週間前ほどを目安としてお送りさせていただきますので、よろしくお願いたします。

本日はどうもありがとうございました。

会 長： また次回もよろしくお願いたします。

（閉 会）

提出された資料等	<p>【事前配付資料】</p> <p>資料 1 - 1 区民意識調査等の実施における今後の予定</p> <p>資料 1 - 2 豊島区地域保健福祉計画改定のための区民意識・意向調査（案）</p> <p>資料 2 重点施策における進捗管理（主な取組事業の 24 年度進捗状況）</p> <p>資料 3 - 1 地域保健福祉計画総合分野の検討項目（事務局試案）に係る審議会からの意見</p> <p>資料 3 - 2 この地域でみんなと生きていく</p> <p>資料 3 - 3 災害時要援護者対策について</p> <p>参考 知ってください ヘルプカード</p>
----------	--